

## 【テーマ4】 防災・危機管理対策の推進

|       |   |
|-------|---|
| めざす方向 | <p>◎ため池耐震対策、山地災害対策など、防災・減災の取組みを着実に進めます</p> <p>(中長期の目標・指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防潮堤の津波浸水対策の推進：平成 30 年度までに高石・岸和田漁港の防潮堤 1km の液状化対策を完了（新・大阪府地震防災アクションプラン）<br/>（参考）都市整備部所管分も含めた大阪府全体でのハード対策での人的被害軽減効果：133,000 人（H25）→7,200 人（H35）</li> <li>・ため池の防災・減災：防災・減災対策を重点的に推進するため池を対象に、下流影響が大きいため池 758 箇所について、大規模地震を想定した耐震性診断を実施<br/>また、老朽度の高いため池 204 箇所について、老朽度の優先基準が高いものから順次対策を実施（令和 6 年度までに 100 箇所）<br/><span style="float: right;">（大阪府ため池防災・減災アクションプラン）</span></li> <li>・森林保全の推進【再掲】：令和元年度までに、危険な溪流における流木対策 30 箇所（750ha／15 市町村）、国道等主要道路周辺の森林における倒木対策（150ha／25 市町村）<br/><span style="float: right;">（森林環境税を活用した事業計画）</span></li> </ul> |
|-------|---|

| 土砂埋立て等の規制による災害の防止  |  |  |
|--|--|--|
| ＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）＞   | ＜何をどのような状態にするか（目標）＞  | ＜進捗状況（H31.3 月末時点）＞   |
| <p><b>■土砂埋立て等の適正化の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例(*22)に基づき土砂埋立て等の適正化を進めるとともに、土砂埋立て等規制連絡協議会の場を活用し、不適正な土砂埋立て等の未然防止を図るため、府関係機関や市町村と連携したパトロールや指導を実施する。</li> <li>・土砂の不適正処理対策強化に向け、市町村への条例制定の働きかけ、早期発見のための新たな手法の検討、建設発生土の適正処理に関する法律の制定にかかる国家要望を行う。</li> <li>・土砂埋立地等におけるドローンを活用した監視活動を実施する。</li> </ul> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">（スケジュール）</span></p> <p>30 年 5～6 月：ドローンによる行為面積算定手法の確立</p> <p>5～6 月：協議会等開催、検討会中間報告</p> <p>9～10 月：協議会等開催、検討会中間報告</p> <p>8・12 月：ネットワーク会議開催</p> | <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">◇成果指標（アウトカム）</span></p> <p>（定性的な目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の実効性を高める取組みを推進し、土砂埋立て等の適正化により災害の防止と生活環境の保全を確保。</li> <li>・（仮称）建設発生土に係る土砂問題全国ネットワーク（事務局：大阪府）を立上げ、土砂問題に対する都道府県間の情報共有、相互連携を図る。</li> </ul> <p>▶</p> <p>〔活動指標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂埋立て等規制連絡協議会・幹事会・ブロック別協議会を開催。</li> <li>・ブロック別協議会ごとに合同パトロール等を実施。</li> <li>・不適正処理対策強化の取組み。<br/>（市町村への条例制定の働きかけ、早期発見・指導の新たな仕組みの検討、建設発生土の適正処理に関する法律の制定にかかる国家要望）</li> </ul> | <p>○土砂埋立等の規制による災害の防止を図るため、以下の取組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・残土等にかかる土砂問題対策全国ネットワーク会議を立上げるとともに、条例制定府県及び近隣県等と意見交換を行った（12 月）。</li> <li>・協議会等の開催<br/>幹事会：1 回開催（5 月）<br/>ブロック別協議会(4 ブロック)：5 回開催（6 月、7 月、2 月）</li> <li>・合同パトロール等を各ブロック 1 回以上実施。<br/>また、各農と緑の総合事務所においては、市町村や関係機関と連携してパトロール等を適宜実施し、不適正事案の早期発見・指導に努めた。</li> <li>・不適正処理対策強化の取組み<br/>市町村への条例制定の働きかけ<br/>* 市町村説明会（7 月）を開催するとともに中山間部を有する 4 市町村への働きかけ<br/>* 市町村土砂条例運用ワーキング（7 月、12 月）</li> </ul> |

|                              |  |   |
|------------------------------|--|---|
| <p>31年1～2月：協議会等開催、検討結果報告</p> |  | <p>において初動対応ガイドライン案を作成<br/>         * 早期発見・指導の取組みとして、早期発見・監視WGを開催（5月・10月）。ドローン管理利用マニュアル、活用事例等を共有するなど連携を強化<br/>         ・建設発生土の適正処理に関する法律の制定に向けた取組みを下記のとおり実施。<br/>         * 国家要望を実施（知事重点・部局別）。<br/>         * 近畿ブロック知事会の協議テーマとして法制度の整備についての議題を提出（10月）し、近畿ブロック知事会として要望（3月）<br/>         * 残土等にかかる土砂問題対策全国ネットワーク会議を立上げ（12月）、条例制定府県及び近隣県等と意見交換を行った。（再掲）</p> |
|------------------------------|--|---|

**ため池の防災機能強化の推進**

| <p>&lt;今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）&gt;</p>  | <p>&lt;何をどのような状態にするか（目標）&gt;</p>  | <p>&lt;進捗状況（H31.3月末時点）&gt;</p>   |
|--|---|--|
| <p><b>■ため池の防災・減災対策の実施</b><br/>           ・大阪府ため池防災・減災アクションプランに基づき、ため池の耐震診断、ハザードマップ(*23)の作成支援及びため池の改修を実施。<br/>           ・ため池安全安心向上促進事業における簡易テレメータの設置。<br/>           ・ため池管理者を対象に研修会や防災訓練を開催し、管理水準を向上。</p> <p><b>（スケジュール）</b><br/>           30年7月：取組みシートの更新<br/>               7月～：耐震診断、ハザードマップの作成支援<br/>                     簡易テレメータの設置<br/>               10月～：ため池改修の実施<br/>           31年1月：防災訓練の実施<br/>               3月：耐震診断結果の公表</p> | <p><b>◇成果指標（アウトカム）</b><br/>           （定性的な目標）<br/>           ・府民の安全・安心の確保。<br/>           ・ため池管理者の管理水準の向上。<br/>           （参考数値）<br/>           ・耐震診断 331 箇所、ため池ハザードマップ作成 234 箇所、ため池改修 12 箇所（H30 までの累計予定）</p> <p>▷ <b>〔活動指標〕</b><br/>           ・ため池耐震診断：73 箇所<br/>           ・ため池ハザードマップ作成支援：60 箇所<br/>           ・ため池改修：10 箇所<br/>           （ため池改修事業はそれぞれ複数年で実施）<br/>           ・簡易テレメータの設置：19 箇所</p> | <p>○ため池の防災機能強化の推進を図るため、以下の取組みを行った。</p> <p>▶ ・ため池耐震診断（72 箇所）完了。<br/>           ・市町村が作成するため池ハザードマップの支援を行った（62 箇所）。<br/>           ・ため池改修（8 箇所）、調査設計等（2 か所）を実施。<br/>           ・ため池簡易テレメータ（19 箇所）の設置を完了し、運用を開始。<br/>           ・ため池管理者を対象としたため池防災・減災に関する研修会を北部（8/31）、中部（8/29）、南河内（9/7）、泉州(2/27)の事務所で実施。</p> |

| 森林保全の推進【再掲】   |  |   |  |
|---|--|---|--|
| <今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）>   | <何をどのような状態にするか（目標）>  | ▶ | <進捗状況（H31.3月末時点）>  |
| <p>■森林環境税を活用した事業の着実な実施と進捗管理【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土石流発生を抑止する治山ダム(*11)の整備や流木となる溪流沿いの立木の伐採・搬出、周辺荒廃森林の整備</li> <li>・市町村や地域との協働による森林危険情報マップの作成</li> <li>・道路沿いのナラ枯れ枯損木や放置竹林の倒木対策</li> </ul> <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇流木対策（新規着手：8箇所） <ul style="list-style-type: none"> <li>30年6月：事業着手</li> <li>31年3月：1年目の事業完了<br/>森林危険情報マップ原案完成</li> </ul> </li> <li>◇流木対策（継続：8箇所） <ul style="list-style-type: none"> <li>30年6月：事業着手</li> <li>31年3月：2年目の事業完了<br/>森林危険情報マップ完成<br/>防災教室開催</li> </ul> </li> <li>◇倒木対策（新規着手：17箇所、継続：16箇所） <ul style="list-style-type: none"> <li>30年6月：事業着手</li> <li>31年3月：事業完了</li> </ul> </li> </ul> | <p>◇成果指標（アウトカム）<br/>（定性的な目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険地区の安全の向上。</li> <li>・対象地域住民の減災意識の向上。</li> <li>・対策実施路線の通行の安全化。</li> </ul> <p>〔活動指標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流木対策16箇所（346ha）で事業実施<br/>※2箇年で施工</li> <li>・森林危険情報マップ16箇所で作成<br/>※2箇年で完成</li> <li>※完成したマップを用いて防災教室を開催</li> <li>・倒木対策16路線（33箇所、17市町村）で事業実施</li> </ul> | ▶ | <p>○森林の保全の推進により、流木・倒木被害の軽減・未然防止、安全意識向上のため、以下の取組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流木対策16箇所（346ha）で、治山ダム22基、溪流沿いの立木の伐採・搬出3,180m、荒廃森林整備21.6haを実施。</li> <li>・地元説明や現地立会を通じて、森林危険情報マップを新規着手8箇所で原案作成、継続8箇所で完成。防災教室については、令和元年4～6月の開催に向け調整中。</li> <li>・倒木対策13路線（29箇所、13市町村）で、ナラ枯れ枯損木（こそんぼく）の伐採39.5ha、放置竹林の整備1.1haを実施。</li> </ul> |